

南幌町郵便入札等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南幌町財務規則（平成26年南幌町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、郵便による入札等（見積合せ含む。以下「郵便入札等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札等の対象は、町長が必要と認めた入札及び見積合せ（以下「入札等」という。）とする。

(郵便入札等の公告)

第3条 郵便入札等に付そうとするときは、入札等の公告又は指名通知書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 郵便入札等の指定
- (2) 入札書及び見積書（以下「入札書等」という。）の郵送方法
- (3) 入札書等郵送先
- (4) 入札書等の郵送受付期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、郵便入札等の実施に関し必要な事項

(入札書等)

第4条 郵便入札等に使用する入札書等は別記様式第1号とする。ただし、任意様式の入札書等であっても抽選番号が記入されている場合はこの限りではない。

(入札書等の郵送方法)

第5条 入札書等は次に掲げる方法により、郵送しなければならない。

- (1) 郵送用の外封筒（別紙1）及び入札書等用の内封筒（任意）の二重封筒とし、郵送用の外封筒は、角形2号とする。
- (2) 内封筒には、入札書等を封入し、本町へ届出済みの使用印鑑（以下「使用印鑑」という。）をもって封印（裏面割印）しなければならない。
- (3) 外封筒には、別紙1のとおり記載し、前号の規定による内封筒を入れ、使用印鑑をもって封印（裏面割印）しなければならない。
- (4) 前号の規定による外封筒は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。
- (5) 入札書等は指定された開札日の前日までに到着しなければならない。
- (6) 郵便入札等に要した全ての費用は、開札の結果又は入札等の中止等に関わらず、入札等参加者の負担とする。また、これらの郵送された書類は、いかなる場合も返却しないものとする。

(入札書等の受領及び管理)

第6条 町長は、前条により郵送された入札書等を開札時刻まで金庫等の確実な方法で厳重に保管しなければならない。

2 保管した入札書等は、いかなる理由があっても開札時刻まで外封筒を開封しないものとする。

(入札等の辞退)

第7条 指定された開札日の前日までに入札書等が到達していないときは、入札等を辞退したものとみなす。なお、辞退したことを理由として、以後の入札等の指名に不利益な取扱いを行わないものとする。

2 入札書等を郵便により差し出した後に入札等を辞退することはできない。

(無効の入札等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札等は、無効とする。

(1) 入札等に参加する資格を有しない者のした入札等

(2) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法(持参を含む。)で入札書等を提出したとき

(3) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札書等を提出したとき

(4) 入札書等が本町の指定した日を過ぎて到達したとき

(5) 記名押印を欠く入札書等を提出したとき

(6) 金額を訂正した入札書等を提出したとき

(7) 入札書等の金額、氏名、印影等が不明瞭なとき又は重要な文字の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書等を提出したとき

(8) 使用印鑑以外の印鑑を使用した入札書等を提出したとき

(9) 入札等に関する法令、規則並びに条例に違反したとき

(10) 一つの入札等について、同一人が2以上の入札等をしたとき

(11) 内訳書の提出を求められた場合において、内訳書が同封されていない入札等又は内訳書と入札書等の金額が一致しないとき

(12) 明らかに不正によると認められる入札等又は入札等に関して不正な行為があったとき

(開札等)

第9条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札参加者を立ち会わせて執行しなければならない。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札等事務に関与しない職員2名を立会人とするものとする。

2 開札の立会人は、一般競争入札にあつては、入札資格者通知書を、指名競争入札にあつては指名通知書を持参し、提示しなければならない。なお、立ち会

いは、1業者につき1名とする。

- 3 開札の立会人が代理人の場合は、委任状を必要とする。
- 4 開札の結果、落札となるべき者が2名以上あるときは、別紙2「同額(同点)抽選の方法」により、落札者若しくは落札候補者及び次の順位以降の者を決定するものとする。
- 5 入札終了後、開札の立会人が入札等立会確認書(様式第2号)に署名することにより、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。

(再度の入札等)

第10条 開札において、予定価格の範囲内で入札した者がいないときは、日時を指定し、概ね7日以内に再度の入札等を行うものとする。

- 2 前項の場合において、再度の入札等を行う回数は1回とする。
- 3 再度の入札等で落札者がいないときは、随意契約とすることができるものとする。
- 4 第1項に規定する再度の入札等を行うときは、郵便入札等で行うものとし、入札等の公告及び通知については第3条の規定を、入札方法については第4条及び第5条の規定を準用するものとする。
- 5 再度の入札等が終了するまでは、開札の結果を公表しないものとする。

(落札決定の通知等)

第11条 落札者又は落札候補者を決定したときは、速やかに電話により連絡するとともに、契約手続きについて説明を行うものとする。

- 2 落札者の決定後、速やかに入札等結果を本町のホームページ及び庁舎内掲示板において公表する。

(入札等の延期等)

第12条 町長は、郵便入札等において、事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札等の延期若しくは中止又は入札等の取消しをすることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札等について必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和3年5月13日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

入札書（見積書）

1 金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

※金額の頭に¥を記入のこと

2 工事（業務）名

3 抽選番号（任意の3桁の数字を記入すること）

--	--	--

入札（見積合せ）心得、函面及び仕様書承諾の上、上記金額をもって入札します。

年 月 日

住所
入札者
氏名住所
代理人
氏名

南幌町長 様

様式第2号（第9条関係）

入札等立会確認書

南幌町長 様

年 月 日に行われた入札（見積合せ）の開札に立会いたしました。また、当該開札が厳粛に実施されたことを認めます。

1 工事（業務）名

2 落札者

3 落札金額

年 月 日

住所
開札立会人
氏名

住所
開札立会人
氏名

※南幌町職員が立会人となる場合は、所属及び職名を記載し署名する。

別紙 1

【外封筒】 角形 2 号サイズ (240×332mm)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

〒069-0292

空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

南幌町役場 総務課 財務グループ 行

入札書（見積書）在中

工事（業務）名 ○○○○○○○○○○○○○○○○

提出者 商号又は名称 ○○○○○○

代表者 ○○ ○○

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

- ※一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送する。
- ※封印（裏面割印）をする。

別紙 2

同額（同点）抽選の方法

郵便入札の開札の結果、落札となるべき同額（同点）の者が2名以上の場合は、次の抽選方法により、落札者若しくは落札候補者及び次の順位以降の者を決定する。

1 入札者の「抽選番号」欄の任意の値を記入

入札参加者は、抽選を行う場合に備えて、入札書等の「抽選番号」欄にあらかじめ任意の数字（000～999）を記入する。なお、記入がない場合は、書留番号（11桁）の下3桁の数字を記載したものとみなす。

※書留番号は、郵便追跡用に使用する番号で、×××（3桁）－××（2桁）－×××××（5桁）－×（1桁）の合計11桁で表示された番号です。

2 抽選の手順

- (1) 書留番号（11桁）の下4桁の小さい者から順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与します。なお、下4桁が同一の数字の場合は、下6桁の小さい者から順にくじ番号を付与します。
- (2) 同額入札の入札書等に記載された任意の「抽選番号」を合計し、その合計を同額入札者の数で除算し、余りを算出します。
- (3) 上記（2）の計算結果による余りと一致した上記（1）のくじ番号の入札参加者を最上位とする。
- (4) 最上位の抽選番号に1を足した数値と一致した上記（1）のくじ番号の入札参加者を第2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足した数値と一致した上記（1）のくじ番号が存在しない場合は、「0」の入札参加者を第2順位とする。
- (5) 第3順位以下は、（4）の規定に準じて順位を決定する。

【例】入札参加者3者が同額入札等の場合

- (1) 書留番号（11桁）の下4桁の小さい順にくじ番号「0、1、2」を付与する。

業者名	任意の抽選番号	書留番号	書留番号（下4桁）	くじ番号
A社	879	×××-××-01 <u>234</u> -1	2341	0
B社	075	×××-××-0 <u>2601</u> -7	6017	1
C社	記入なし	×××-××- <u>19601</u> -7	6017	2

※下4桁が同一の数字となった場合は、下6桁の小さい者を優先順位とする。

(2) 任意の抽選番号の和を求め、同額入札者の数で除算し、余りを算定する。

A社 (任意の抽選番号879)

B社 (任意の抽選番号075)

C社 (任意の抽選番号記入なし→017 (下3桁))

合計： $879 + 075 + 017 = 971$

余り： $971 \div 3 = 323$ 余り2

(3) 順位の決定

順位	業者名	くじ番号	備考
1	C社	2	余り「2」と一致するくじ番号
2	A社	0	余り「2」+「1」=「3」 一致するくじ番号が存在しないのでくじ番号「0」のA社
3	B社	1	順位2のくじ番号「0」+「1」=「1」と一致するくじ番号